

4月号 (535号)

「笑活 (わらかつ)」

Y市は、「毎日の笑いで育む健康条例」(本件条例)を制定した。これを受けてY市立A小学校校長は、児童の健康のために、毎朝出席をとる際、児童に笑うように指導するよう教員に通知した(下掲・通知文)。その際、笑いが不十分であったと考えられる場合には、ホームルームの時間に「笑いが足りなかったことを深く反省します。次からはちゃんと笑います。ごめんなさい。」と言わせることにした(反省行為)。

小学校6年生のXは、以前笑顔を友達にからかわれたことがあって人前で笑うのが苦手であり、何度か反省行為をさせられていた。それを知ったXの保護者は、笑いと健康の関係が不明瞭であることに加え、笑いの強要は心理的負担を増加させてむしろ不健康となり、そもそも笑いはその人の世界観や価値観に基づいて自然に発生するものであって、ましてや笑いが不十分であるとして謝罪をさせることは内心を脅かすものであると学校に抗議した。しかし、学校側は児童の健康のために必要であるとして指導を続けた。

本件における憲法問題について、特に権利と侵害の関係を中心に論ぜよ。なお、条例の合憲性や指導の処分性は問わない。

[毎日の笑いと素直な謝罪で育む健康条例]

- 1条 この条例は、笑いによる心身の健康づくりを推進し、もって健康的な市民生活と思いやりにあふれた社会の実現に寄与することを目的とする。
- 2条 市、事業者、市民は、笑いに満ちた環境づくりを推進するよう努めるものとする。

A 小学校通知文

「教員は、児童の健康のため、出席点呼の際に児童に笑うように指導すること。笑わなかったり、笑いが不十分であったりした場合、次から笑うように反省させること」